官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（**総務**二四）　二
○住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（**同**二五）　二
○火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（**同**二六）　二
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令（**財務**一八）　二

〔規　則〕
○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（**公害等調整委**一）　三

〔告　示〕
○平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**七）　三
○除籍が滅失した件（**法務**一四三）　三
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**九六）　三
○ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九七）　三
○セルビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**九八）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における「女性に対する暴力撤廃のための警察及び司法関係者能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（**同**九九）　三
○カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇〇）　三
○ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇一）　三
○スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇二）　三
○ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇三）　三
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの輸入数量を告示する件（**財務**九六）　三
○平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（**同**九七）　四
○平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**九八）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**六）　四
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**一五）　四
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**農林水産**四七三）　四
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（**同**四七四）　五
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**四〇三）　五
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**四〇四）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**四〇五）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**四〇六）　五
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（**気象庁**三）　五
○国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区の保護に関する指針を変更する件（**環境**五一）　五
○国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区モユルリ特別保護地区の保護に関する指針を変更する件（**同**五二）　六
○山陰海岸国立公園の公園区域を変更する件（**同**五三）　六
○山陰海岸国立公園の公園計画を変更する件（**同**五四）　六
○山陰海岸国立公園の海域公園地区を指定する件（**同**五五）　七
○山陰海岸国立公園の海域公園地区の区域を変更する件（**同**五六）　七
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（**同**五七）　七
○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の規定に基づき再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する件の一部を改正する件（**防衛**六〇）　七
○昭和五十年防衛庁告示第百五十五号の一部を改正する件（**同**六一）　八
○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件（**同**六二）　八
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取り消す件（**同**六三）　八

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　会計検査院

（以下次のページへ続く）